

駐車違反してもゴールド免許?

減点逃れ「所有者」納付

駐車違反をしても、警察に出頭しないで違反金だけを振り込めば、減点されない。2006年の道路交通法の改正で、そんな「抜け道」ができた。警察への出頭率は改正前の7割から2割弱に落ちた。専門家からは「違反常習者でもゴールド免許のままではいらぬ」との声があがる。

駐車禁止区域に駐車する車の列（一部画像を処理しています）＝神戸市中央区のJR三ノ宮駅前



「運転者」出頭 激減

■「運転者」が反則金を納めた割合(%)

年	2006	07	08	09	10
滋賀	5	6	6	7	9
京都	16	24	20	23	20
大阪	20	20	18	16	15
兵庫	29	32	28	24	20
奈良	18	24	29	31	29
和歌山	7	6	6	8	18
全国	19	20	19	18	18

※小数点以下は切り捨て

■「所有者」が放置違反金を納めた割合(%)

年	2006	07	08	09	10
滋賀	77	85	91	94	91
京都	54	70	73	76	81
大阪	48	64	69	76	75
兵庫	42	56	65	71	75
奈良	62	71	70	68	69
和歌山	68	86	90	90	81
全国	51	68	73	76	78

※小数点以下は切り捨て

「放置違反金制度」は06年6月の改正道交法の施行で導入された。それまでは「運転者」を対象に「反則金」が科されていた。警察庁によると、改正前の05年、運転者が出頭して反則金を納めた割合

（納付率）は7割台。運転者が特定されなければ「逃げ得」になる仕組みだった。改正後、運転者が反則金を納めなかった場合は、車

放置違反金制度に矛盾

弁護士や研究者らでつくる「交通法科学研究会」事務局長の高山俊吉弁護士（東京弁護士会）の話 免許取り消しにつながる減点には、悪質な常習違反者を排除するという大きな意味がある。現在、駐車違反を繰り返せばその車の使用が一時的に禁じられるが、ほかの車は運転でき、免許の取り消しや停止とは意味が違う。違反常習者でも、出頭しなければゴールド免許のままではいらぬ。逃げ得をなくそうと始まった制度なのに矛盾している。

何らかの責任追及 重要

警察庁交通指導課の話 制度全体を通じて何らかの方法で関係者の責任追及がなされることが重要。放置違反金の納付命令を一定期間に繰り返し受けた場合は、車の使用が制限される。出頭して点数が付加される場合と比べ、不公平とはならない。

放置違反金制度
駐車違反をした翌日から30日以内に運転手が反則金を支払わなかった場合、車検証に記載された所有者に反則金と同額の違反金の支払いが命じられる。

普通車の場合、駐車禁止場所で1万8千円、駐車禁止場所ので1万5千円。所有者は、違反した日から過去半年以内に違反金の支払いを命じられた回数などに応じ、乗用車なら最大で2カ月間、使用が禁じられる。

一方で「所有者」による納付率は、全国で06年の51・4%から10年は78・4%まで上がった。「運転者」の多くが「所有者」として放置違反金を払ったとみら

れる。なぜか。「運転者」が出頭して反則金を払う場合、併せて免許の点数が減点される。減点が重なれば免許停止や取り消しになる。駐車禁止場所での駐車違反は3点。過去3年以内に処分を受けていない人が3カ月以内に2度違反し、違反者講習を受けなければ30日間の免許停止になる。

ところが、「所有者」として放置違反金を納めれば点数に響かない。「わしらは免許の点数を引かれるのが一番怖い。出頭しないのが常識や」神戸市中央区の駐車禁止場所にワゴン車を止めていた配達業の男性(61)は、こう明かす。1日に30カ所ほどの店に食材を運び、年数

（納付率）は7割台。運転者が特定されなければ「逃げ得」になる仕組みだった。改正後、運転者が反則金を納めなかった場合は、車を

の「所有者」（使用者）に「放置違反金」の支払いが義務づけられた。その結果、「反則金」と「放置違反金」を合わせた納付率は10年に97・2%に達した。警察庁は「逃げ得を許さない考え方」と説明する。

しかし内訳で見ると、「運転者」が出頭して反則金を納付した率は、改正前に70%台だったのが毎年20%前後に落ちた。兵庫県の場合、改正前の05年の出頭率は69・2%だったが昨年は18・7%まで下がった。

10棟目の校舎、学生会館増設!
使えるチカラ神戸電子
IT・ゲーム・電子工学・ビジネス・グラフィック・アニメ・音楽・サウンド・建築・工業CADなどのプロを育成!
神戸電子専門学校
〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-8
TEL.078-242-0014
http://www.kobedenshi.ac.jp

回は駐車違反のステッカーを貼られるが、警察には出頭せず、「所有者」として放置違反金を払う。「所有者」でも、違反を繰り返すと車の使用が禁じられる。ただ、警察庁によると、10年に駐車違反のステッカーを貼られたのは約198万5千件。これに対し、車の使用を制限されたのは4千件弱にとどまる。(篠健一郎)

看護・医療・教育
神戸常
保健科学部 / 看護学
教育学部 / こども
短期大学部 / 幼児教
神戸市長田区大谷町2-6-2 T